

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年8月30日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前												
（容積率の<u>限度</u>） 第4条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）の<u>限度は、次の各号に定めるとおりとする。</u> （1） <u>容積率の最低限度は、別表第2の計画地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表容積率の最低限度の欄に掲げる数値とする。ただし、法第52条第2項の規定により、この規定を満たすことができない場合は、この限りでない。</u> （2） <u>容積率の最高限度は、別表第2の計画地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表容積率の最高限度の欄に掲げる数値とする。</u> 2 ……略…… 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>番号</th><th>区域</th></tr> <tr> <td>略</td><td>……略……</td></tr> <tr> <td>8</td><td>平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画</td></tr> </table>	番号	区域	略	……略……	8	平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画	（容積率の<u>最低限度</u>） 第4条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）の<u>最低限度は、別表第2の計画地区の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表容積率の最低限度の欄に掲げる数値とする。ただし、法第52条第2項の規定により、この規定を満たすことができない場合は、この限りでない。</u> 2 ……略…… 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th>番号</th><th>区域</th></tr> <tr> <td>略</td><td>……略……</td></tr> <tr> <td>8</td><td>平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画</td></tr> </table>	番号	区域	略	……略……	8	平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画
番号	区域												
略	……略……												
8	平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画												
番号	区域												
略	……略……												
8	平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画												

	が定められた区域（以下次表において「立川基地跡地昭島地区整備計画区域」という。）
<u>9</u>	<u>令和6年6月24日付け立川市告示第101号に定める立川都市計画けやき台団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「けやき台団地地区整備計画区域」という。）</u>

別表第2（第3条～第7条関係）

1～8 ……略……

9 けやき台団地地区整備計画区域

<u>計画地区</u>	<u>用途の制限</u>	<u>容積率の最高限度</u>	<u>建蔽率の最高限度</u>	<u>敷地面積の最低限度</u>	<u>高さの最高限度</u>	<u>壁面の位置の制限</u>
<u>住宅地区A</u>	<u>1 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の20</u>		<u>15メートル</u>	
<u>住宅地区B</u>	<u>2 神社、寺院、教会そ</u>	<u>100分の150</u>	<u>100分の50</u>	<u>1,000平方メートル。ただし、用途上やむを</u>		

	が定められた区域（以下次表において「立川基地跡地昭島地区整備計画区域」という。）
--	--

別表第2（第3条～第7条関係）

1～8 ……略……

住 宅 地 区 C	<u>の他これら</u> <u>に類するもの</u> <u>3 公衆浴場</u>	<u>100 分</u> <u>の60</u>	<u>100 分</u> <u>の20</u>	<u>得ないと</u> <u>市長が認</u> <u>めるもの</u> <u>又は法第</u> <u>86条の規</u> <u>定に基づ</u> <u>く一団地</u> <u>の認定に</u> <u>より2以</u> <u>上の建築</u> <u>物を建築</u> <u>すること</u> <u>が相当と</u> <u>認められ</u> <u>た場合に</u> <u>あつて</u> <u>は、この</u> <u>限りでな</u> <u>い。</u>	<u>15メート</u> <u>ル</u>	
公 共 公 益 施 設 地	<u>次に掲げる建</u> <u>築物以外の建</u> <u>築物</u> ～ <u>1 小学校</u> <u>2 学童保育</u> <u>所その他こ</u> <u>れに類する</u>					<u>建築物の</u> <u>外壁又は</u> <u>これに代</u> <u>わる柱の</u> <u>面は、計</u> <u>画図3に</u> <u>示す壁面</u>

区	<u>もの</u> 3 <u>その他公</u> <u>益上やむを</u> <u>得ないと市</u> <u>長が認める</u> <u>もの</u>					<u>線を越え</u> <u>て建築し</u> <u>てはなら</u> <u>ない。た</u> <u>だし、公</u> <u>益上やむ</u> <u>を得ない</u> <u>と市長が</u> <u>認めるも</u> <u>のは、こ</u> <u>の限りで</u> <u>ない。</u>	
備考 ……略……							備考 ……略……

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

